

2025 年 11 月 20 日

No.FIN_025

令和 7 年保険業法改正の概要

執筆者：弁護士 [長谷川俊樹](#)

1. はじめに

令和7年5月30日、保険業法の一部を改正する法律（令和7年法律第54号）（以下「保険業法改正法」といいます。）によって保険業法が改正され、①特定大規模乗合損害保険代理店の業務運営に関する体制整備義務の創設、②保険会社等に対する顧客の利益保護のための体制整備義務の強化、③保険会社等による契約者およびその関係者への過度な便宜供与や優遇措置の禁止に関する改正がなされました。保険業法改正法は、公布日である令和7年6月6日から1年以内に施行されます。

そこで、本稿では、本改正の経緯や内容等について解説します。

2. 改正の趣旨及び背景

2021年から2023年にかけて、以下の事案を含む主要な日本の損害保険会社を巡る重大な不祥事が相次ぎ、業界のみならず社会全体に大きな衝撃を与えました。

保険金不正請求事案：保険代理店・自動車販売業者・自動車修理業者として事業を行う企業が、不正な修理行為を行い、過大な保険金請求を提出することで、大手損害保険会社およびその顧客に損害を与えた事案。

保険料調整（カルテルの疑い）事案：大手損害保険会社が、企業顧客向けの共同保険スキームにおいて、幹事会社の選定や市場シェアの調整に関連し、入札前に保険料を調整した可能性があり、独占禁止法違反の疑いがある事案。

これらの事案を受け、金融庁（FSA）および財務局は、行政処分を含む一連の行政対応を行った上、2024年に専門家会合や金融審議会を通じて、業界慣行や市場環境、再発防止に向けた法制・監督・業界の取り組みに関する論点を検討しました。

今回の保険業法（IBA）の改正は、これらの議論を踏まえて実施された規制改正の一部です。

3. 改正の内容

（1） 特定大規模乗合損害保険代理店の体制整備義務の創設

1. 特定大規模乗合損害保険代理店の体制整備義務の概要

損害保険代理店のうち、規模が大きい乗合形態の代理店を特定大規模乗合損害保険代理店と定義し、この定義に該当する損害保険代理店に対して、顧客保護の観点から体制整備義務を負わせる改正です。

2. 改正の内容

まず、保険業法改正法による改正後の保険業法（以下、「改正法」といいます。）294条の4柱書にて、特定大規模乗合損害保険代理店の定義について、特定大規模乗合損害保険代理店とは、損害保険代理店のうち、二以上の所属保険会社等を有する法人であって各事業年度における所属保険会社等から保険募集の業務に関して受領した手数料、報酬その他の対価の額が一定額以上である等の要件を満たすものとしています。損害保険代理店が特定大規模乗合損害保険代理店に該当することとなる対価の額及びこれ以外の要件は、今後内閣府令で具体的に定められることとされています。

また改正法では、兼業特定保険募集人という概念を導入しており、兼業特定保険募集人とは、特定保険募集人（保険業法276条）のうち、特定の保険募集の業務（改正法294条の3第1項）以外の業務を行う者をいうとされています（同100条の2の2第2項）。ここでいう保険募集の業務以外の業務とは、業務の対価に所属保険会社等から保険契約に基づき支払われる保険金が充てられる業務であって当該保険金の支払に不当な影響を及ぼすおそれがある業務に限られ、具体的な内容は、今後内閣府令で定められることとされています。

そして、特定大規模乗合損害保険代理店に対し、以下の5つの措置を行う義務を負わせることとしています。下記改正により、特定大規模乗合損害保険代理店は、社内の管理体制をより厳格化することを求められています。

① 法令等遵守責任者の設置：

保険募集の業務を行う営業所又は事業所ごとに、当該営業所又は事務所において保険募集の業務を行う役員又は使用人に対し、法令等を遵守して保険募集の業務を実施するため必要な助言又は指導を行う者（法令等遵守責任者）を設置

② 法令等遵守責任者を指揮・助言等を行う者の設置：

本店又は主たる事務所に、法令等遵守責任者を指揮するとともに、特定大規模乗合損害保険代理店の役員又は使用人に対し、これらの者が法令等を遵守して保険募集の業務を実施するため必要な助言または指導を行うものを設置

③ 苦情受付・処理のための体制の確保：

保険募集の業務にかかる苦情を受け付けるための体制の整備、当該苦情の処理に関する記録を作成しこれを保存する事その他の保険募集の業務にかかる苦情の適切かつ迅速な処理を確保するために必要な措置

④ 兼業特定保険募集人に関する顧客保護の実施：

兼業特定保険募集人である特定大規模乗合損害保険代理店については、(i)保険募集業務以外の業務が保険金の支払いに不当な影響を及ぼさないよう適切に監視することや、その他の保険募集業務以外の業務により保険関連業務の顧客の利益が不当に害されることを防止するために必要な措置、および(ii)保険募集業務以外の業務にかかる苦情を受け付けるための体制整備、苦情処理に関する記録の作成・保存、その他の保険募集業務以外の業務に関する苦情の適切かつ迅速な処理を確保するために必要な措置

⑤ その他内閣府令で定める措置

3. その他

金融庁によると、生命保険代理店については、政令において上記と同様の措置を規定する予定とのことです。

(2) 保険会社等に対する顧客の利益保護のための体制整備義務の強化

1. 改正の内容

保険会社については従前より顧客保護のための体制整備義務が課せられていましたが、兼業特定保険募集人に対する規制が設けられたことと併せて保険会社の体制整備義務の対象とな

る顧客の定義が以下の通り変更になりました（改正法100条の2の2第1項）。これにより、兼業特定保険募集人の管理体制が厳格化されることになりました。

改正前	改正後
当該保険会社又はその子金融機関等が行う業務に係る顧客	当該保険会社、 <u>当該兼業特定保険募集人</u> 又は当該子金融機関等が行う保険関連業務に係る顧客

2. 外国保険会社・保険持株会社について

外国保険会社、保険持株会社についても、同様に自身又は子会社を所属保険会社等とする兼業特定保険募集人の顧客が体制整備義務の対象となる顧客に追加されました（改正法193条の2第1項・271条の21の3第1項）。

(3) **保険会社等による契約者およびその関係者への過度な便宜供与や優遇措置の禁止**

1. 改正の内容

改正法300条、301条に、保険会社・外国保険会社等の禁止行為が以下の通り追加されました。

項目	改正前	改正後
顧客への利益の供与行為 (300条第5号)	保険契約者又は被保険者に対して、保険料の割引、 <u>割戻し</u> その他特別の利益の提供を約し、又は提供する行為	保険契約者若しくは被保険者又はこれらの者と内閣府令で定める密接な関係を有する者に対して、保険料の割引又は <u>割戻し</u> 、物品の購入、役務の提供その他の取引であって取引上の社会通念に照らし相当であると認められないものその他特別の利益の提供を約し、又は提供する行為
特定関係者（法100条の3）への利益供与（301条第1号）	特定関係者を保険者とする保険契約の保険契約者又は被保険者に対して、特別の利益の提供を約し、又は提供する行為	特定関係者を保険者とする保険契約の保険契約者若しくは被保険者又はこれらの者と内閣府令で定める密接な関係を有する者に対して、特別の利

		益の提供を約し、又は提供する行為
特定関係者との間の保険募集の公正を害するおそれのある行為（301条第2号）	特定関係者との間又は特定関係者を保険者とする保険契約の保険契約者若しくは被保険者との間で行う行為又は取引のうち、前号に掲げるものに準ずる行為又は取引で、保険募集の公正を害するおそれのあるものとして内閣府令で定める行為又は取引	特定関係者との間又は特定関係者を保険者とする保険契約の保険契約者若しくは被保険者若しくはこれらの者と内閣府令で定める密接な関係を有する者との間で行う行為又は取引のうち、前号に掲げるものに準ずる行為又は取引で、保険募集の公正を害するおそれのあるものとして内閣府令で定める行為又は取引

4. 今後の注意点

以上のように、今回の改正法は一部の損害保険代理店への社内体制構築義務の新設、保険会社の顧客管理体制の強化、禁止される利益供与等の範囲と対象相手の拡大など、コンプライアンス管理体制の強化を目的とするものです。本改正の施行に向けて、ぜひ内容をご一読いただき、体制整備を行う一助となりましたら幸いです。

以上

参考URL

- ・金融庁「第217回国会における金融庁関連法律案」
<https://www.fsa.go.jp/common/diet/217/index.html>

執筆者

弁護士 [長谷川俊樹](#)（アソシエイト、第二東京弁護士会）

Email: toshiki.hasegawa@aplaw.jp

お問い合わせ先

本ニュースレターに関する一般的なお問い合わせは、下記までご連絡ください。

渥美坂井法律事務所・外国法共同事業 ファイナンスプラクティスグループ

Email: fpg@aplaw.jp

当事務所のニュースレターをご希望の方は[ニュースレター配信申込フォーム](#)よりお手続きをお願いいたします。

また、バックナンバーは[こちら](#)よりご覧いただけます。

このニュースレターは、現行の又は予想される規制を網羅的に解説したものではなく、著者が重要だと考える部分に限って、その概要を記載したものです。このニュースレターに記載されている意見は著者個人の意見であり、渥美坂井法律事務所・外国法共同事業（「渥美坂井」）の見解を示すものではありません。著者は明白な誤りを避けるよう合理的な努力は行いましたが、著者も渥美坂井もこのニュースレターの正確性を保証するものではありません。著者も渥美坂井も読者がこのニュースレターに依拠することによって生じる損害を賠償する責任を負いません。取引を行う場合には、このニュースレターに依拠せずに渥美坂井の弁護士にご相談ください。

東京オフィス | Tokyo Head Office

〒100-0011 東京都千代田区
内幸町 2-2-2
富国生命ビル（総合受付：16F）



大阪提携オフィス |

Osaka Affiliate Office

（A&S 大阪法律事務所）
〒530-0005 大阪府大阪市北区
中之島 2-3-18
中之島フェスティバルタワー16階

福岡提携オフィス |

Fukuoka Affiliate Office

（A&S 福岡法律事務所）
〒810-0001 福岡県福岡市中央区天神
2丁目 12-1 天神ビル 10階



ニューヨーク提携オフィス |

New York Affiliate Office

1120 Avenue of the Americas,
4th Floor
New York, New York 10036



ロンドンオフィス | London Office

85 Gresham Street,
London EC2V 7NQ, United Kingdom



フランクフルト提携オフィス |

Frankfurt Affiliate Office

Openturm (13th Floor)
Bockenheimer Landstraße 2-4,
60306 Frankfurt am Main, Germany



ブリュッセルオフィス |

Brussels Office

CBR Building, Chaussée de la Hulpe
185, 1170, Brussels, Belgium



ホーチミンオフィス |

Ho Chi Minh Office

10F, The NEXUS building, 3A-3B Ton
Duc Thang Street, Sai Gon Ward, Ho
Chi Minh City, Vietnam

